

改正

平成25年3月19日 要綱第8号

平成29年3月30日 要綱第42号

令和4年6月30日 要綱第82号

令和5年3月28日 要綱第33号

調布市指名停止等措置要綱

第1 目的

この要綱は、有資格者に対する指名停止等の基準、手続その他必要な事項を定めることにより、市における契約事務の厳正な執行を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有資格者 競争入札に参加する資格を有する者をいう。
- (2) 指名 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の12第1項の規定による指名をいう。
- (3) 指名停止 市が実施する指名競争入札の実施に当たり、有資格者について、指名を行わないことをいう。

第3 指名停止の基準

市長は、有資格者が別表に定める措置要件のいずれかに該当するときは、当該有資格者について、同表に定める期間の範囲内において、指名停止を行うものとする。

2 市長は、有資格者が1の事案により別表に定める措置要件の2以上に該当したときは、指名停止の期間が最も長い措置要件を適用し、指名停止の期間を定めるものとする。

3 市長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、別表に定める期間の範囲内において、通常の措置に加算して指名停止の期間を定めることができる。

- (1) 別表第1項各号に掲げる措置要件に係る指名停止の期間中又は指名停止の期間が満了する日の翌日から起算して3年を経過する日までの間に、再び同項各号に掲げる措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第3項各号に掲げる措置要件に係る指名停止の期間中又は指名停止の期間が満了する日の翌日から起算して3年を経過する日までの間に、再び同項各号に掲げる措置要件に該当す

ることとなったとき。

(3) 別表第4項第1号又は第2号に掲げる措置要件に係る指名停止の期間中又は指名停止の期間が満了する日の翌日から起算して3年を経過する日までの間に、再び同項第1号又は第2号に掲げる措置要件に該当することとなったとき。

(4) 別表第4項第1号又は第2号に掲げる措置要件に該当する場合で、当該措置要件に該当することとなった違反行為において有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）が主導的役割を果たしたとき、又は当該違反行為が極めて広域的に行われたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認められるとき。

4 市長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、別表に定める期間の範囲内において、通常の措置よりも短縮して指名停止の期間を定めることができる。

(1) 別表第2項又は第3項に規定する措置要件に該当する場合で、その事後処理が適切になされたと認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要があると認められるとき。

第4 指名停止の期間の特例

市長は、有資格者について、指名停止に係る措置要件に該当することとなった事実又は行為が極めて悪質なとき、その他特別の事情があると認めるときは、別表に定める指定停止の期間にかかわらず、当該期間を定めることができる。

第5 下請負人等に関する指名停止

市長は、有資格者が別表に定める措置要件のうち同表第2項各号、第3項各号又は第4項第3号のいずれかに該当することにより指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき下請負人（有資格者である者に限る。）があるときは、当該下請負人について、その元請負人である有資格者の指名停止の期間の範囲内において市長が事情に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 市長は、共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（有資格者である者に限る。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内において、指名停止を行うものとする。ただし、当該共同企業体の指名停止に係る措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかであると認められる構成員については、この限りでない。

3 市長は、事業協同組合等（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組

合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会をいう。）について指名停止を行うときは、当該事業協同組合等の構成員（有資格者である者に限る。）について、当該事業協同組合等の指名停止の期間の範囲内において、指名停止を行うことができる。

第6 指名停止の手続等

市長は、調布市契約事務規則（昭和39年調布市規則第33号）第6条の2に規定する調布市業者指名等適格審査会（以下「審査会」という。）の議を経て、指名停止を行うものとする。ただし、有資格者が別表に定める措置要件のうち同表第1項各号又は第4項各号のいずれかに該当するとき、その他特に必要があると認めるときは、市長は、審査会の議を経ることなく、当該有資格者について、直近の審査会においてその議を経るまでの間、指名停止を行うことができる。

- 2 市長は、前項の規定により指名停止が行われたときは、当該指名停止の期間が満了するまでは、当該指名停止を受けた有資格者の指名を行ってはならない。この場合において、当該指名停止を受けた有資格者について現に指名を行っているときは、当該指名を取り消すものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、指名停止の期間中にある有資格者であっても、契約の種類、履行場所等を勘案し、特に必要があると認めるときは、当該契約について指名を行うことができる。

第7 指名停止の期間の変更等及び解除

市長は、指名停止の期間中において、当該指名停止の期間を変更すべき新たな事情が判明したとき、その他必要があると認めるときは、当該指名停止の期間を変更することができる。

- 2 市長は、指名停止の期間中において、当該指名停止を受けた有資格者が当該指名停止に係る措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなったときは、当該有資格者についての指名停止を解除するものとする。

第8 指名停止等の通知

市長は、第3又は第5の規定により指名停止を行ったときは、当該指名停止を行う有資格者に対して、指名停止通知書（第1号様式）により、遅滞なく通知するものとする。

- 2 市長は、第7第1項の規定により指名停止の期間を変更しようとするときは、当該変更を行う有資格者に対して、指名停止期間変更通知書（第2号様式）により、遅滞なく通知するものとする。
- 3 市長は、第7第2項の規定により指名停止を解除するときは、当該解除を行う有資格者に対し

て、指名停止解除通知書（第3号様式）により、遅滞なく通知するものとする。

第9 指名停止の公表

市長は、第3又は第5の規定により指名停止を行ったときは、指名停止等一覧表（第4号様式）により、指名停止を行った有資格者の名称、指名停止の理由、指名停止の期間等を公表するものとする。

2 市長は、第7第1項の規定により指名停止の期間を変更したときは、その内容に応じ、前項の規定により公表した内容を変更するものとする。

3 市長は、第7第2項の規定により指名停止を解除したときは、当該解除を行った有資格者に係る第1項の規定による公表を取り下げるものとする。

第10 随意契約の相手方の制限

市長は、指名停止の期間中にある有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、当該随意契約の目的、内容等を勘案し、特に必要があると市長が認めた場合は、この限りでない。

第11 下請負等の禁止

市長は、市が発注した契約に係る工事等について、指名停止の期間中にある有資格者がその全部若しくは一部を下請けし、又は受託することを承認してはならない。

第12 指名停止に至らない事案に関する措置

市長は、有資格者において別表に定める措置要件に準ずる事実又は行為のあることを知った場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で注意の喚起を行うことができる。

2 前項に規定する書面による注意の喚起は、注意書（第5号様式）により行うものとする。

第13 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年12月14日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う指名停止について適用する。

附 則（平成25年3月19日要綱第8号抄）

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に措置要件に該当する有資格者（第3項の規定によりなお従前の例によることとされた指名停止の措置（次項の規定による改正前の調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220

号) 別表第5項各号のいずれかに該当したことによる指名停止の措置に限る。) を受けている有資格者を除く。) に係るものについて適用する。

(調布市指名停止等措置要綱の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定による改正後の調布市指名停止等措置要綱の規定は、施行日以後に行う指名停止について適用し、施行日前に行った指名停止については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月30日要綱第42号)

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月30日要綱第82号)

この改正は、令和4年7月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日要綱第33号)

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第3—第6, 第12関係)

措置要件	期間
<p>1 贈賄</p> <p>(1) 次に掲げる者が、調布市職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。</p> <p>ア 代表役員等の場合</p> <p>イ 有資格者である法人の役員又は支店若しくは営業所を代表する者で、代表役員以外のもの(以下「一般役員等」という。)の場合</p> <p>ウ 有資格者である法人の代表役員等及び一般役員等以外の者(以下「使用人」という。)の場合</p> <p>(2) 次に掲げる者が、調布市以外の公共機関(刑法(明治40年法律第45号)その他の法律により贈収賄に関する規定の対象となる機関をいう。)の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。</p> <p>ア 代表役員等の場合</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>12月以上24月以内</p> <p>9月以上24月以内</p> <p>6月以上18月以内</p> <p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>6月以上18月以内</p>

イ 一般役員等の場合	4月以上12月以内
ウ 使用人の場合	3月以上9月以内
2 契約（物品の買入に係るものを除く。） （1） 調布市が発注した契約を履行するうえで事故を発生させた場合で、次のいずれかに該当するとき。 ア 当該事故により公衆に死者を出し、又は広範囲にわたり公衆に被害を与え、社会的及び経済的に損失が大きいとき。 イ 当該事故により公衆に傷害を負わせ、又は事故周辺の公衆に被害を与えたとき。 ウ 当該事故により従業員に死者又は多数の負傷者が発生したとき。 （2） 調布市以外の者が発注した契約を履行するうえで事故を発生させ、公衆又は従業員に多数の死傷者を生じさせ、社会的及び経済的に損失が大きいとき。 （3） 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に違反した容疑により起訴されたとき。	2月以上6月以内 1月以上3月以内 同上 1月以上5月以内 1月以上3月以内
3 契約履行成績不良等 （1） 調布市が発注した工事に係る契約において、契約履行成績が不良であると認められるとき。 ア 40点未満の場合 イ 40点以上50点未満の場合 ウ 50点以上55点未満の場合 エ 55点以上60点未満の場合 （2） 調布市が発注した工事において、その施工に当たり、工事を粗雑に行ったと認められるとき。 （3） 前2号に掲げるもののほか、調布市の発注した契約において、その履行に際し著しく適正を欠く行為があったと認められるとき。	9月以上12月以内 6月以上9月以内 3月以上6月以内 1月以上3月以内 1月以上12月以内 1月以上6月以内

<p>4 契約に関連する違法行為等による社会的信用失墜行為</p> <p>(1) 代表役員等，一般役員等又は使用人が，談合又は競売等妨害で刑法又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反した容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで起訴されたとき。</p> <p>ア 調布市が発注した契約に関するものによる場合</p> <p>イ 調布市以外の者が発注した契約に関するものによる場合</p> <p>(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に違反し，契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>ア 調布市が発注した契約に関するものによる場合</p> <p>イ 調布市以外の者が発注した契約に関するものによる場合</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか，契約に関連する違法行為等により，社会的な信用を著しく失墜したと認められるとき。</p>	<p>6月以上24月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>3月以上12月以内</p> <p>1月以上6月以内</p> <p>1月以上9月以内</p>
<p>5 虚偽記載等</p> <p>調布市の発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において，当該入札に係る競争入札参加資格確認申請書，競争入札参加資格確認資料その他調査資料に虚偽の記載（電子入札における虚偽の入力を含む。）を行い，契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1月以上6月以内</p>
<p>6 入札参加資格申請における虚偽申請</p> <p>調布市の競争入札参加資格申請において，申請書又はその添付資料に虚偽の記載（電子調達における虚偽</p>	<p>1月以上6月以内</p>

<p>の入力を含む。)を行い、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	
<p>7 不誠実な行為</p> <p>(1) 入札参加資格事後審査方式による入札において、落札候補者となった者が正当な理由なく落札者となることを辞退したとき。</p> <p>(2) 落札後、正当な理由なく契約を締結しないとき。</p> <p>(3) 第12に規定する書面による注意を受けたにもかかわらず、3年以内に再び同様の行為を行ったとき。</p>	<p>1月以上6月以内</p> <p>1月以上12月以内</p> <p>1月以上12月以内</p>
<p>8 前各項に規定するもののほか、不正な行為</p> <p>前各項に規定するもののほか、第4項各号に規定する違法行為等に準ずる不正な行為を行い、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>1月以上12月以内</p>

文 書 番 号
年 月 日

様

調布市長 印

指 名 停 止 通 知 書

調布市が実施する指名競争入札の実施に当たり、下記の期間、指名を行わないことと決定したので、調布市指名停止等措置要綱第8の規定により通知します。

記

1 指名停止期間

月（ 年 月 日から 年 月 日まで）

2 指名停止の理由

文 書 番 号
年 月 日

様

調布市長 印

指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

年 月 日付け 第 号により通知した指名停止について、
下記のとおり期間を変更したので、調布市指名停止等措置要綱第8の規定により通知し
ます。

記

1 当初の指名停止期間

月（ 年 月 日から 年 月 日まで）

2 変更後の指名停止期間

月（ 年 月 日から 年 月 日まで）

3 期間変更の理由

文 書 番 号
年 月 日

様

調布市長 印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

年 月 日付け 第 号により通知した指名停止について、
下記のとおり当該指名停止を解除したので、調布市指定停止等措置要綱第8の規定により通知します。

記

- 1 指名停止を解除する日 年 月 日
- 2 解除の理由

第4号様式（第9関係）

指名停止等一覧表

年 月 日

No.	発注者	有資格者	理由	指名停止等期間	備考

文 書 番 号
年 月 日

様

調布市長



注 意 書

調布市指名停止等措置要綱に基づき調布市が実施する指名競争入札において指名を行わないこととする措置要件に準ずる事実又は行為があったと認められるので、その是正のための措置をとられるよう、調布市指名停止等措置要綱第12の規定により注意します。

記

是正すべき事実又は行為の内容等